

津山市立加茂中学校 いじめ問題対策基本方針

令和8年4月 改訂

めざす生徒像

- 心豊かで、主体的に学び、たくましく生きる生徒
- ・豊かな心を持ち、個性を伸ばすことができる生徒
- ・他人の人権を尊重し、互いを認め合える生徒
- ・自ら考え、判断し行動することのできる生徒の育成

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、校長・教頭・生徒指導主事・教育相談担当者・養護教諭等が参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。
- ・日頃から授業はもとより休み時間や放課後・休日の部活動などすべての場面において生徒理解に努め、家庭や地域とも連携し生徒の様子や生徒同士の人間関係の理解や変化の把握に努める。
- ・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- ・いじめの早期発見のためにアンケートを実施するとともに、学期ごとに教育相談を行い、得られた情報を教職員間で共有を図り、報告を怠らない。(いじめ情報の報告を怠ることはいじめ防止対策推進法に違反する。)
- ・生徒のインターネット等の利用実態調査を行い、その結果を基に、校内研修や保護者対象の講演会を実施し、児童生徒への情報モラルについての教育の推進を図る。
- ＜重点となる取組＞
- ・道徳や学級活動・生徒集会において規範意識の高揚と自己有用感もてる学校づくりを進める。
- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応
- ・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を夏季休業中に実施する。
- ・ネット上のやりとり起因するいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を行う。インターネット、携帯電話、スマートフォンの利用のあり方について系統的に授業を行う。

保護者・地域との連携

- ＜連携の内容＞
- ・学校基本方針をPTA総会や学年懇談会で説明し、学校がいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会や地区別懇談会等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
 - ・学校評議員の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
 - ・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のための研修会を実施する。
 - ・学校便りやPTA会報に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

- ＜対策委員会の役割＞
- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応
- ＜対策委員会の開催時期＞
- ・年3回開催(学期ごと、1・3回目は外部委員も参加)
- ＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞
- ・直後の職員会議で全教職員に周知
 - ・緊急の場合は職員朝礼等で伝達
- ＜構成メンバー＞
- ・校外
スクールカウンセラー、PTA会長、コミュニティ・スクールより1名
 - ・校内
校長、教頭、生徒指導主事・担当、教育相談担当、養護教諭
- ＜いじめ相談窓口＞
- ・管理職、養護教諭、担任

全 教 職 員

関係機関等との連携

- ＜連携機関名＞
- ・津山市教育委員会
- ＜連携の内容＞
- ・ネット・トラブルによる監視、保護者支援のための専門スタッフの派遣
- ＜学校側の窓口＞
- ・教頭
- ＜連携機関名＞
- ・津山警察署
- ＜連携の内容＞
- ・非行防止教室の実施と発生したいじめ事案への対応を相談
- ＜学校側の窓口＞
- ・生徒指導主事
- ＜連携機関名＞
- ・加茂児童館
- ＜連携の内容＞
- ・生徒理解と情報交換
- ＜学校側の窓口＞
- ・校長

学校が実施する取組

① いじめの防止	<p>(教員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指導力向上のための研修として、構成的グループエンカウンター、集団づくり、QUの活用、児童生徒のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修を行う。(生徒会活動) ・生徒集会において規範意識の高揚、人権意識を高め、自己有用感もてるような取組を行う。 ・「いじめについて考える週間」において、生徒自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。(居場所づくり) ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感もてる学校づくりを進める。(自己有用感を高める取組) ・行事の後や学期のまとめの時期に、生徒の活躍した場面やいいところをお互いに探し、伝える取組を進める。(情報モラル教育) ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において系統的に行う。(人権教育) ・日々の授業、課外活動などあらゆる場面で、お互いの人権を大切に・認め合う・個性を尊重する教育を推進する。
② 早期発見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施し、年2回の教育相談を行うことで、生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 ・日々の生活ノートへの応答の中で、生徒が発するサインを早期につかむよう担任からの情報を共通認識する。(相談体制の確立) ・教職員をはじめスクールカウンセラーにも相談できることを生徒に周知すると同時に、全ての教員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできる体制を整える。(情報共有) ・生徒の気になる変化や行為があった場合、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。(家庭への啓発) ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童生徒の様子を見つめるためのポイントをPTA総会・学年懇談会・地区別懇談会で伝え、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③ いじめへの対処	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。 <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。場合によっては、関係機関と連携をはかる。また、必要に応じてケース会議を開き、すみやかな対応を行う。 <p>(いじめられた生徒への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。いじめがとまっている様子が3ヶ月継続されることが目安で、長期間で見守る学校体制をつくる。 <p>(いじめた児童生徒への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめた児童生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。場合によっては、関係機関との連携をはかる。